日本国憲法により最終勧告

# 日本国の“三権分立”

「三権分立」とは、国家権力を「立法権」、「行政権」、「司法権」の3つに分けて、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所という形でそれぞれ独立した機関が相互に抑制し、均衡を保つことで国家権力の濫用を防止し、国民の権利と自由を保障する仕組みのことである。

日本国憲法第41条には、国会が立法権を担当し、第65条には内閣が行政権を担当し、第76条1項には裁判所が司法権を担当する旨が規定されている。

## 日本の国会

日本の国会は、行政権を担当する内閣に対しては、内閣総理大臣の指名権又は不信任案決議権、条約の承認権等の権能を行使することによって抑制を行い、司法権を担当する裁判所に対しては、裁判官の弾劾裁判所設置権を行使することによって、均衡を図っている。

「弾劾裁判所」とは、裁判官が職務上の義務を行うにあたって著しい違反があった場合や職務の甚だしい怠慢があった場合、裁判官の威信を著しく失う非行があった場合に、その裁判官を辞めさせるか否かを判断する裁判所のことである。弾劾裁判所は、憲法が認める特別裁判所である。

## 日本の内閣

日本の内閣は、立法権を担当する国会に対しては、衆議院の解散権を行使して、司法権を担当する裁判所に対しては、最高裁判所長官の指名とその他の裁判官の任命権、下級裁判所裁判官の任命権を行使して、バランスを取っている。

## 日本の裁判所

日本の裁判所は、立法権を担当する国会に対しては、法律が憲法に違反していないか否かをチェックする権限を持ち、行政権を担当する内閣に対しては、内閣が実施する政策が憲法に違反していないか否かをチェックする権限を持っており、バランスを保っている。

# 裁判官の職権行使の独立

裁判官は，独立して裁判権を行使し，その職務に関して他から干渉を受けることはなく，他の公務員のように上命下服の関係はない。

憲法７６条３項

すべて裁判官は，その**良心**に従ひ**独立**してその職権を行ひ，この憲法及び法律にのみ拘束される。

兼子一・竹下守夫「裁判法〔第四版〕」（１１０頁，１２９頁，１３１頁）

「憲法７６条３項…は，司法の独立の本質を成す個々の裁判官が裁判をするについての自主独立性を宣明するものである。**裁判官の職権の独立とは，裁判事務について，他の如何なる国家機関も，指揮監督その他の干渉を行うことができないことを意味する。**裁判官も，その執務振りについては，司法行政上の監督を受けるが，これによっても裁判の内容に影響を及ぼすことは許されない（裁判所法８１条参照）。」

# 来日中国人の権利・利益について

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、来日中国人が不平等な待遇を受けていない。

中華人民共和国駐日本大使館は来日中国人の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。

# 違法の判決/決定の厳重な警告

別紙「事件進捗一覧」の事件は　今の状態により、企業の従業員と行政官員、警察官、検察官及び裁判官などの公務員のグループ犯罪だと思う。

東京地方裁判所、東京高等裁判所の裁判官は　日本国の憲法１１条、１４条１項、３１条、７６条３項、裁判所法８１条、刑法１９４条、１９５条により、担当される事件を点検して　間違い部分は　早速やり直しをお願い。

２０２２年9月２９日は　日中国交正常化５０周年記念日である。日中両国の友好関係を破壊する行為は止めろ！こちら　厳重な警告である。

２０２２年8月30日まで　やり直しの郵便は必着である。

まだ　２０２２年8月30日まで大宇宙ジャパン株式会社の復職と入管手続き資料などの電話も　必着である。

日本国憲法に抵触する判決により　強制執行令は　もちろん取消である。

日本国憲法第十一条、第十四条により　人権侵犯の行為は最悪の犯罪である。

２０２２年8月3１日、再度点検して、残る違法事実は　すべて　中国外交部と東京大使館領事部に　報告し、国の領事保護外交交渉を請求し、さらに　毎日進捗をTwitter（@sunshubin\_japan）で岸田首相及び日本国の政治家に発信し,まだ　裁判官訴追と刑事捜査を請求する。

「自分の人生は　自分決める！」、ぜひ　覚える！